

28消安第2137号  
平成28年8月22日

厚生労働大臣 塩崎 恭久 殿

農林水産大臣 山本 有二  
(公 印 省 略)

動物用医薬品の承認に係る意見聴取について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第83条第2項及び第83条の4第3項の規定に基づき、別記の動物用医薬品に係る下記の事項について意見を求めます。

なお、本件については平成28年8月22日付け28消安第2136号にて農林水産大臣から食品安全委員会委員長に対して、食品健康影響評価について意見を求めたものであり、添付資料は同一のものです。

記

- 1 法第83条第1項の規定により読み替えて適用される法第14条第2項第3号ロ（残留性の程度に係る部分に限る。）の規定に該当するかどうかについて
- 2 法第83条の4第1項の使用者が遵守すべき基準を定める農林水産省令を、別紙のとおり改正することについて

(別記)

ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）

## 動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正について（案）

## ○ 改正の内容

「ジクラズリルを有効成分とする強制経口投与剤」の使用基準として、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令（平成25年農林水産省令第44号）の別表第1に次のように追加する。

別表第1

動物用医薬品	動物用医薬品 使用対象動物	用法及び用量	使用禁止期間
<u>ジクラズリルを有効成分とする強制経口投与剤</u>	<u>牛（生後3月を超えるものを除く。）</u>	<u>1日量として体重1kg当たり1mg以下の量を強制的に経口投与すること。</u>	<u>食用に供するためにと殺する前1日間</u>

(下線部は改正部分)